

平成 28 年第 1 回

天山地区共同環境組合議会  
臨時会会議録

平成 28 年 4 月 22 日

天山地区共同環境組合議会

平成 28 年第 1 回天山地区共同環境組合議会臨時会会議録 目次

臨時会会期日程	1
臨時会付議事件及び議決結果表	2
4 月 22 日（金）	
出席議員	3
欠席議員	3
本会議に出席した事務局職員	3
地方自治法第 121 条により出席した者	3
議事日程	4
開 会	5
日程第 1 会期及び議事日程の決定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第 4 号 天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例	5
提案理由説明	5
議案に対する質疑	7
討 論	9
採 決	9
日程第 4 議案第 5 号 平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第 1 号）	9
提案理由説明	9
議案に対する質疑	10
討 論	11
採 決	11
議決事件の字句及び数字等の整理	11
閉 会	12

## 平成28年第1回天山地区共同環境組合議会臨時会 会期日程

会 期                    平成28年4月22日                    1日間

日 程

日次	月 日	曜日	会議時刻	議 事 内 容
第1日	4月22日	金	午前9時00分	開会 会期及び議事日程の決定 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 討論 採決 閉会

## 平成 28 年第 1 回臨時会付議事件

### ○ 管理者提出議案 (4 月 22 日提出)

議案第 4 号 天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・  
運営に係る事業者選定審査委員会設置条例

議案第 5 号 平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第 1 号)

### 平成 28 年第 1 回臨時会議決結果表

議案番号	議 案 名	議決月日	議決結果
議案第 4 号	天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設 建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例	4月22日	原案可決
議案第 5 号	平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第1号)	4月22日	原案可決

平成 28 年 4 月 22 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開会

**出席議員**

1 番	野 北 悟	2 番	野 口 義 光
3 番	上 瀧 政 登	4 番	古 賀 敬 介
5 番	渕 上 哲 也	6 番	樋 渡 邦 美
7 番	北 島 文 孝	8 番	中 島 正 之

**欠席議員**

な し

**本会議に出席した事務局職員**

事務局係長	福 元 光 弘
事務局係員	友 田 慎 二
事務局係員	高 木 栄 太

**地方自治法第 121 条により出席した者**

管 理 者	横 尾 俊 彦
副 管 理 者	江 里 口 秀 次
会 計 管 理 者	吉 田 弥 生
事 務 局 長	小 池 孝 司

## 平成28年第1回天山地区共同環境組合議会臨時会 議事日程

会 期 平成28年4月22日 (金曜日) 1日間

午前9時00分 開会

小城市役所 東館3階 委員会室

### 議事日程

日程番号	議案番号	議 事 内 容
		開会
日程第 1		会期及び議事日程の決定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	議案第 4 号	天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設 建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例
日程第 4	議案第 5 号	平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第1号)
		閉会

## 午前 9 時 00 分 開会

### ○議長（中島正之君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回天山地区共同環境組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

#### <会期及び議事日程の決定>

日程第 1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会における会期は、本日 4 月 22 日の 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

### ○議長（中島正之君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 4 月 22 日の 1 日間と決定いたしました。

会期中の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございますので、御了承をいただきたいと思います。

#### <会議録署名議員の指名>

### ○議長（中島正之君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 70 条の規定により、議長において、議席 2 番 野口 議員、議席 3 番 上瀧 議員を指名いたします。

#### <議案上程> 議案第 4 号

### ○議長（中島正之君）

日程第 3、議案第 4 号「天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例」について、議題といたします。

#### <提案理由説明>

### ○議長（中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理者。

### ○管理者（横尾俊彦君）

おはようございます。

本日ここに、平成 28 年第 1 回天山地区共同環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、提案理由説明をいたします。

議案第 4 号でございます。「天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例」の制定につきましては、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者を総合評価一般競争入札により公平かつ適正に選定するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、管理者の附属機関として事業者選定審査委員会を設置するものであります。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

### ○議長（中島正之君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

### ○事務局長（小池孝司君）

それでは、議案第 4 号の「天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例」の制定についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条の趣旨は、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者を総合評価一般競争入札により公平かつ適正に選定するため設置するものでございます。

第 2 条の所掌事務は、管理者の諮問に基づき、その結果を管理者に答申するものでございます。

第 3 条の選定委員会の委員は、7 人以内をもって組織すると定めるものです。

委員の内訳としましては、学識経験者で 3 人以内、その他管理者が必要と認める者として、両市の担当課職員やごみ処理施設経験者等で 4 人の合計 7 人以内で組織することを予定しております。

また、学識経験者につきましては、廃棄物分野に関する学術的研究に優れ、他都市の情報や環境情報等に精通されており、同種の委員会の実績も豊富である大学教授等を予定しているところであります。

選定委員会の内容でございますが、外部の学識経験者等をもって構成されます委員会の中で、外部専門家の幅広い視野や専門的技術・知識を反映した審議により、実施方針の策定から落札者決定基準及び価格と価格以外の要素、技術力、提案内容等も加えました総合評価による建設・運営事業者の決定までの審議を、平成 28 年度から平成 29 年度の 9 月末までの約 1 年半にわたり行うものでございます。

あわせて、議案書の 3 ページでございますが、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定により、当該委員の報酬の支給につきましては条例で定めなければならないとなっているた

め、本条例の附則において報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、当該委員の報酬額を追加するものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

**○議長（中島正之君）**

提案理由の説明と補足説明が終了いたしました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。7番（北島文孝議員）。

**○7番（北島文孝君）**

事業者選定審査委員の選定ということでございますけれども、ここまでに至る中で施設整備検討委員会を7名で構成されておりましたけれども、その方達が横滑りで委員になられるということですか。それとも、別に違う方で構成されるのですか。

**○議長（中島正之君）**

事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

委員の7名につきましては、これまでの施設整備検討委員会の委員は、今回の事業者選定審査委員にはなりません。そこは別に改めて、先ほど説明しました通り、学識経験者の大学教授等をもって構成したいと考えています。

**○議長（中島正之君）**

ほかに質疑ございませんか。3番（上瀧政登議員）。

**○3番（上瀧政登君）**

事業者選定審査委員会が決定することは、主にどういうものがありますか。そして、いつ委員会を設置されて、いつまでに終了するということになるのか。

**○議長（中島正之君）**

事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

事業者選定審査委員会につきましては、今年の8月頃から第1回目の委員会を開きたいということで考えております。この委員会の中で、協議していただくものとしたしましては、事業者選定に当たっての事業方針の策定、事業者の評価選定に関する事項、事業者を募集するに当たっての入札説明書、要求水準書等を策定して、最終的に評価という形で協議していただくものでございます。終了時期としましては、平成29年5月ぐらいを予定しております。

**○議長（中島正之君）**

3 番（上瀧政登議員）。

**○3 番（上瀧政登君）**

委員会は何回程度、開催する予定ですか。

**○議長（中島正之君）**

事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

平成 28 年度に 5 回、平成 29 年度に 2 回を予定しておりまして、合計 7 回の開催を予定しております。

**○議長（中島正之君）**

ほかに質疑ございませんか。1 番（野北悟議員）。

**○1 番（野北悟君）**

先ほど、委員会の開催時期については、8 月からということではございましたけれども、委員会の役割としては、優先交渉権者ということで順位を付けて、最終的に管理者側が、事業者を選定して提案がなされると思います。委員会の期間としては、これが完全に確定してからなのか、優先の順位を付けたところで終わるのか、どちらで終わるのですか。

**○議長（中島正之君）**

事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

今回の事業者選定審査委員会の中では、優先交渉権者を総合評価で点数化して順位を決めていきますので、一番点数が良かった事業者はどこどこ会社、二番目は、どこどこ会社ですというように選定をしていただき、そこで優先交渉権者を決定していただいたものを最終的に管理者に対して答申という形でいただくということになっております。

**○議長（中島正之君）**

1 番（野北悟議員）。

**○1 番（野北悟君）**

答申を出したところで終わるのか、それとも最終的に契約締結まで済んだのを確認してから解散の手続きに入るのですかということを知っています。委員会は役割・目的を持った機関だから、その目的を達成したら解散するのでしょうか。そこがどこになりますか。

**○議長（中島正之君）**

事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

所掌事務が終了する日までとなっておりますので、これについては契約締結をして事業者が決定した段階で終了ということで事務局としては考えております。

**○議長（中島正之君）**

ほかに質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

**○議長（中島正之君）**

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

**○議長（中島正之君）**

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

**○議長（中島正之君）**

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

**<議案上程> 議案第5号**

**○議長（中島正之君）**

日程第4、議案第5号「平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）」について、議題といたします。

**<提案理由説明>**

**○議長（中島正之君）**

ただいま議題といたしました議案について、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理者。

**○管理者（横尾俊彦君）**

続きまして議案第5号の説明をさせていただきます。「平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）」でございます。本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,267万9,000円とするものであります。

この補正は、先ほど可決していただきました事業者選定審査委員会の報酬等を追加しているものであります。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（中島正之君）**

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

それでは議案第5号の「平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

別紙の資料2の補正予算説明書で御説明申し上げます。

この補正は、先ほど可決していただきました議案第4号天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例附則第3項にて改正されました事業者選定審査委員会の報酬及び旅費の増に伴うもので、歳入の第5款 繰入金に20万1,000円を増額計上しております。

歳出では、第2款 総務費で8節報償費の事業者選定審査委員で7万2,000円を減額し、1節報酬に組替えを行い、単価、人数、回数の変更に伴い27万円を増額し、9節旅費でも人数、回数の変更に伴う増額分3,000円と合わせて20万1,000円を増額しております。

よろしく御審議をお願いします。

**○議長（中島正之君）**

提案理由の説明と補足説明が終了いたしました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。7番（北島文孝議員）。

**○7番（北島文孝君）**

5ページの報酬で27万円、報償費で7万2,000円の減額ということで、どちらも事業者選定審査委員となっているが、これはどういう意味ですか。

**○議長（中島正之君）**

事務局長。

**○事務局長（小池孝司君）**

当初予算では、報償費で 7 万 2000 円を提案しておりましたが、この分が今回の条例によりまして報償費ではなく報酬で支払うということになりましたので、報償費の 7 万 2000 円を減額し、報酬で人数と回数等の変更により 27 万円を増額計上しております。

**○議長（中島正之君）**

7 番（北島文孝議員）。

**○7 番（北島文孝君）**

はい。わかりました。

**○議長（中島正之君）**

ほかに質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

**○議長（中島正之君）**

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

**○議長（中島正之君）**

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより議案第 5 号を採決いたします。

議案第 5 号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

**○議長（中島正之君）**

挙手全員であります。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

**○議長（中島正之君）**

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本臨時会におきまして、議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

**○議長（中島正之君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決

定いたしました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成 28 年第 1 回天山地区共同環境組合議会臨時会を閉会いたします。

今日は、皆さん御苦労さまでございました。

**午前 9 時 16 分 閉会**

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

平成 28 年 4 月 22 日

天山地区共同環境組合

議 長 中 島 正 之

署名議員 野 口 義 光

署名議員 上 瀧 政 登